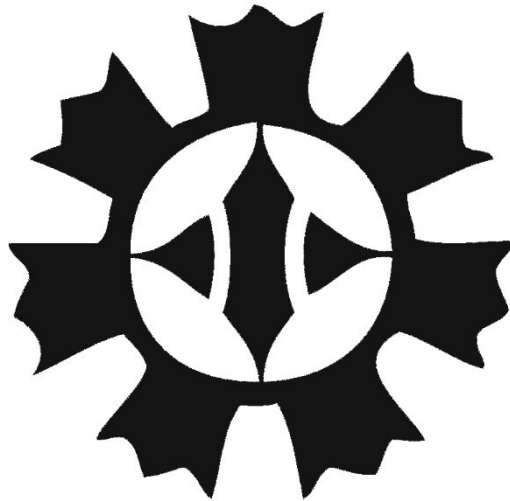


令和6年度

# 七郷小学校PTA総会資料



日時 令和6年4月30日（火）

午後3時30分～

場所 七郷小学校 図書室

## 総会次第

### ○ 転出入職員の紹介

1 開会の言葉

2 会長あいさつ

3 学校長あいさつ

4 議長決定

5 議事

(1) 令和 5 年度事業報告承認に関する件

(2) 令和 5 年度決算報告・特別会計報告承認に関する件

(3) 七郷小学校 PTA 会則変更に関する件

(4) 令和 6 年度役員承認に関する件

(5) 令和 6 年度事業計画(案)承認に関する件

(6) 令和 6 年度予算(案)承認に関する件

(7) その他

6 議長解任

7 諸連絡

8 閉会の言葉

(1) 令和5年度事業報告承認に関する件

令和5年度 事業報告

月	日	七郷小学校 PTA	日	嵐山町 PTA 連絡協議会	日	比企郡 PTA 連合会・嵐山町・その他
4	21	会計監査(4/11) 第1回本部役員会 第1回総務委員会(新旧)引き渡し訓練/アンケート配布				春の全国交通安全運動街頭キャンペーン(中止)
5	1 13	PTA 総会(図書室) 歓送迎会(中止) 第1回 PTA 奉仕作業	10 19	総会準備,監査(菅谷小) 総会(菅谷小) 歓送迎会	10 19 26	広報・家庭教育委員会合同委員会 新旧理事・幹事会比企郡 PTA 連合会総会
6	6	第2回本部役員会	7	第1回理事会(志賀小)	21 21 26	郡 P 広報紙づくり研修会理事・幹事 会議嵐山町学校給食運営委員会
7	4 20	第2回総務委員会鶴巻第132号発行	12	第2回理事会(玉ノ岡中) 球技大会代表者会議(中止)	12 28	郡 P 家庭教育研修会郡 P 家庭教育研修会
8					18	比企郡 PTA 連合会広報委員会
9	4 16 16	第3回本部役員会第2回 PTA 奉仕作業第3回総務委員会	13	第3回理事会(菅谷小)	8 20	PTA 広報紙コンクール審査会 PTA 役員等研修会準備会
10	20 21	運動会前日準備当日駐車場整備	8	嵐 P 連球技大会	6	比企地区 PTA 役員等研修会/広報紙コンクール表彰式郡 P 球技大会代表者会議(中止) 郡 P 球技大会(中止)
11	18	七笑まつり				
12	6 8 8	第4回本部役員会第4回総務委員会地区連絡係説明会	20	家庭教育研修会		
1					12 20 28	比企郡 PTA 連合会広報委員会嵐山町人権問題研修会嵐 P 連家庭教育研修会
2	2 14 14	新1年生入学説明会 パトロール表・交通安全指導当番表・地区連絡網配布 第5回本部役員会第5回総務委員会	28	第4回理事会(七郷小)	1 2 9 16	比企地区人権教育講演会比企郡 PTA 連合会広報委員会理事・幹事 会議嵐山町学校給食運営委員会

3	6 22 22	第6回本部役員会卒業 式鶴巻第133号発行				
---	---------------	--------------------------	--	--	--	--

(2)令和5年度決算報告・特別会計報告承認に関する件

## 令和5年度 七郷小学校PTA 収入支出決算書

### 1 収入

項 目	本年度予算	収入済額	比較増減	摘 要
PTA会費	244,800	244,800	0	3,600×68=244,800 (54世帯+職員14名)
繰越金	526,408	526,408	0	前年度繰越金
雑収入	7,205	7,205	0	預金利息等
合 計	778,413	778,413	0	

### 2 支出

項 目	本年度予算	支出済額	比較増減	摘 要	
運営費	会議費	3,000	0	3,000	
	事務費	40,000	414	39,586	封筒・コピー用紙・切手代
	旅 費	30,000	4,500	25,500	役員の出張旅費
各部活動費	総 務	20,000	5,034	14,966	トイレ洗剤・キッチンペーパー・ゴミ袋・折りたたみコンテナ・賀詞交換会会費
	広 報 (鶴巻印刷)	20,000	250	19,750	郡P広報誌コンクール郵送代
		100,000	74,910	25,090	広報紙「鶴巻」印刷代・振込手数料
	体育	80,000	0	80,000	P連中止
進級・卒業祝	70,000	68,470	1,530	進級祝い・卒業記念品・卒業式鉢花代	
報償金	15,000	0	15,000		
負担金	20,000	13,986	6,014	安全互助会会費・振込手数料・嵐P連会費・郡P連会費・PTA正会員費	
慶弔費	20,000	0	20,000		
予備費	349,613	0	349,613		
合 計	767,613	167,564	600,049		

### 3 収入/支出差引残高

収入金額	支出金額	差引残高
778,413	167,564	610,849

上記の通り報告いたします。

嵐山町立七郷小学校PTA会長

上記監査の結果相違ないことを認めます。

令和6年4月19日

嵐山町立七郷小学校PTA監事

(2) 令和5年度決算報告・特別会計報告承認に関する件

**七小PTA特別会計 会計報告(令和5年度)**

1 収入の部	338,166円
・前年度繰越金	298,007円
・貯金利息	2円
・アルミ缶・紙類等の回収収益金	40,157円
2 支出の部	9,380円
・運動会参加賞	9,380円

3 残金

(収入) 338,166円 - (支出) 9,380円 = 328,786円  
残金328,786円は、令和6年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

七郷小学校PTA会長

監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年4月19日

七郷小学校PTA監事

### (3) 七郷小学校 PTA 会則変更に関する件

## 嵐山町立七郷小学校 P T A 会則（案）

### 第 1 章 名称と事業所

第 1 条 この会は七郷小学校 P T A と称し、事務所を七郷小学校内におく。

### 第 2 章 目的と事業

第 2 条 この会は七郷小学校児童の父母（又はこれに代わる者）と教職員で組織し、両者の協力によって児童の健全な育成、福祉の

増進につとめるとともに、会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の理解とその振興をはかる活動。
- (2) 会員相互の修養と親睦をはかるための活動。
- (3) 児童の教育環境を改善するための活動。
- (4) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導するための活動。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる事業。

### 第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のため、他の団体と協力する。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよる活動はしない。
- (3) 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第 5 条 この会の会員は七郷小学校在学生の父母（又はこれに代わる者）並びに教職員とする。

第 6 条 この会の中に運営委員会及び総務部を置くものとする。

- (1) 運営委員会（正副会長・幹事）
- (2) 総務部

#### 第4章 役員第7条

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長…………… 1名
- (2) 副会長……………若干名（内1名は教頭）
- (3) 監事…………… 2名
- (4) 幹事……………若干名
- (5) 総務部………若干名
- (6) 各学年 PTA 委員長… 1名

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 各委員は委員会を構成し、重要事項を審議する。
- (4) 役員は、すべての PTA 活動について企画運営する。
- (5) 学年 PTA 委員長は、学年 PTA 活動について企画運営する。
- (6) 監事は会計を監査する。
- (7) 幹事は庶務その他の会務を処理する。

第9条 役員は次の方法により選出する。

- (1) PTA 会長の選出は立候補者を募り、立候補が無き場合に限り原則として次年度の2学年から5学年より推薦する。副会長は次年度の6学年・5学年・4学年・教職員より、幹事は会員の中から選出、または推薦し総会の承認を得て決定する。
- (2) 役員は各学年 PTA 委員の中から選出し、学年委員も兼務する。
- (3) 学年 PTA 委員長は各学年委員の中から選出する。
- (4) 監事は会長がこれを委嘱する。



## 第10条 その他

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし留任を妨げない。
- (2) 役員は児童1人につき原則1回とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 各地区には地区連絡係を置く。
- (4) 教職員は全員役員となる。
- (5) 会長・副会長選出については、役員経験の有無に関わらず選出する。
- (6) 会長を経験した者は会長職を免除する。ただし再任は妨げない。
- (7) 次年度の会長立候補者は、総会開催日以降に募る。

## 第5章 会議第11条

この会の会議を分けて次の3種とする。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 学年PTA第12条 会議はすべて会長が召集する。ただし委員の三分の二以上の要求があるときはこれを召集しなければならない。

議案は出席委員の過半数をもって可決する。

第13条 総会は本会の最高決議機関で毎年1回年度始めに開催し、予算、決算その他の議案について決議する。

ただし、必要によっては臨時総会を開くことができる。

第14条 役員会、学年PTAは必要に応じ随時開催し、重要事項の決議を行う。

## 第6章 会計

第15条 この会の会計は会費、寄付金等をもってこれにあてる。

第16条 会費は月額200円とし、1年分2,400円を貯金口座より振替、納入する。

- (1) 転出した場合はその月までとしてその後の月額残金を返金する。

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。第

18条 この会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿 (2) 会計簿 (3) 記録簿 (4) 証拠書類

## 第7章 学校長

第19条 学校長は会議に出席して、学校管理並びに教育上必要と認めた意見を述べることができる。

## 第8章 その他

第20条 この会則の変更は総会の決議による。

第21条 この会則は昭和51年4月30日より施行する。

第22条 本会の運営に必要な事項については、細則を設けることができる。

第23条 細則の改廃は、総会で決定する。

### 付則

この会則は昭和57年4月1日より会則の一部を改正する。この会則は平成1年5月10日より会則の一部を改正する。この会則は平成4年5月9日より会則の一部を改正する。この会則は平成8年5月10日より会則の一部を改正する。この会則は平成11年5月7日より会則の一部を改正する。この会則は平成12年5月12日より会則の一部を改正する。この会則は平成18年5月13日より会則の一部を改正する。

この会則は平成19年5月12日より会則の一部を改正する。

この会則は平成21年5月9日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成22年5月8日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成23年5月7日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成26年5月10日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成27年5月9日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成28年5月13日より会則の一部を改正施行する。この会則は令和2年5月1日より会則の一部を改正施行する。この会則は令和4年5月2日より会則の一部を改正施行する。

この会則は令和6年4月30日より会則の一部を改正施行する。

## (4) 令和6年度役員承認に関する件

## 令和6年度PTA役員委員会別名簿

役職名	役職	氏名	連絡児童名	専門委員
会長				本部
副会長(学校)				本部
副会長	交通・環境			本部
副会長	書記			本部
副会長	有志・体育			本部
幹事(学校)				本部
幹事(学校)	会計			本部
学年委員1年				総務
				総務
学年委員2年				総務
				総務
学年委員3年				総務
				総務
学年委員4年	会長			本部
	副会長			本部
				総務
学年委員5年	副会長			本部
				総務
学年委員6年	副会長			本部
				総務

◎ 学年委員長

監事	監事			総務
監事	監事			総務

地区連絡係

地区名		保護者名	児童名	学年
古里				5年
吉田				5年
勝田				4年
越畑				5年
杉山・広野				5年

## (5) 令和6年度事業計画(案)承認に関する件

## 令和6年度 事業計画 (案)

月	日	七郷小学校 PTA	日	嵐山町 PTA 連絡協議会	日	比企郡 PTA 連合会・嵐山町・その他
4	19	会計監査				
	19	第1回本部役員会(新旧)				
	24	第1回総務委員会(新旧)引き渡し訓練/アンケート配布				
	26 30	PTA 総会(図書室) 歓送迎会(中止)				
5	11	第1回 PTA 奉仕作業	8	総会準備,監査(菅谷小) 歓送迎会	8	広報・家庭教育委員会合同委員会
			16		15	新旧理事・幹事会比企郡 PTA 連合会総会
			16	総会(菅谷小)	22	
6	21	バザー-前日準備		第1回理事会(菅谷小)	7	郡P 広報紙づくり研修会嵐山町学校給食運営委員会理事・幹事会議
	22	七笑まつり第2回本部役員				
	28	会第2回総務委員会				
	28					
7	19	鶴巻第134号発行		球技大会代表者会議 第2回理事会(七郷小) 嵐P 連球技大会		社会を明るくする運動講演会 スクールガード養成講習 青少年健全育成地域の集い夏の全国交通安全運動街頭キャンペーン
8					23	郡P 家庭教育研修会比企郡 PTA 連合会広報委員会
9	14	第2回 PTA 奉仕作業			6	PTA 広報紙コンクール審査会
	14	第3回本部役員会			18	PTA 役員等研修会準備会
	14	第3回総務委員会				
10	18	運動会前日準備当日駐車場整備		第3回理事会(志賀小)	4	比企地区 PTA 役員等研修会/広報紙コンクール表彰式郡P 球技大会代表者会議(中止)
	19	備学校行事広報取材重忠綱引き大会				郡P 球技大会(中止) マスコット作り
11						
12	6	第4回本部役員会				嵐山町交通安全対策協議会冬の全国交通安全街頭キャンペーン比企郡
	6	委員会地区連絡係説明会玉ノ岡中学校校区学校保健委員会			20	PTA 連合会広報委員会
1					31	比企郡 PTA 連合会広報委員会嵐山町人権問題研修会

2	7 18 18	新1年生入学説明会 パトロール表・交通安全指導当番表・地区連絡網配布 第5回本部役員会第5回総務委 員会	第4回理事会（玉ノ岡中）家 庭教育研修会	7	比企地区人権教育講演会理事・幹 事会議 ふれあい講座 閉講式嵐山町学校給 食運営委員会
3	23	鶴巻第135号発行			

(6) 令和6年度予算(案)承認に関する件

令和6年度 七郷小学校 PTA 予算書 (案)

1 収入

項目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要
会費 繰越金	158,400	244,800	▲ 86,400	2,400×66=158,400 (52世帯+職員14名)
	610,849	526,408	84,441	前年度繰越金
雑収入	5	4	1	預金利息等
合計	769,254	771,212	▲ 1,958	

2 支出

項目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要	
運営費	会議費	5,000	3,000	2,000	会議室使用料
	事務費	40,000	40,000	0	事務用品費・印刷機用品代等
	旅費	30,000	30,000	0	出張旅費
各部活動費	総務	20,000	20,000	0	奉仕作業等
	広報 (鶴巻印刷)	20,000	20,000	0	写真代・パソコン用品代等・鶴巻送付代
		100,000	100,000	0	広報紙「鶴巻」印刷代
体育	10,000	80,000	▲ 70,000	体育館使用料・球技大会・ユニホームクリーニング代等	
進級・卒業祝	100,000	70,000	30,000	進級祝い・卒業記念品代・卒業式花代	
報償金	15,000	15,000	0	転退職職員記念品等	
負担金	20,000	20,000	0	嵐P連会費・郡P連会費・安全互助会会費等	
慶弔費	20,000	20,000	0	会員見舞い等	
予備費	389,254	353,212	36,042		
合計	769,254	771,212	▲ 1,958		

3 収入 769,254 - 支出 769,254 = 0

上記のとおり令和6年度予算を提案いたします。

令和6年4月30日 嵐山町立七郷小学校 PTA 会長





# 七郷小学校PTA組織図

比企郡PTA連合会

嵐山町PTA連絡協議会

本校の組織

総会

運営委員会

本部

学校

会長

副会長 交通・環境担当

副会長 キャンペーン・体育担当

副会長 書類作成・書記担当

校長

教頭（副会長）

幹事

総務委員会

交通環境担当

広報担当

会計担当

# 嵐山町立七郷小学校PTA会則

## 第1章 名称と事業所

第1条 この会は七郷小学校PTAと称し、事務所を七郷小学校内におく。

## 第2章 目的と事業

第2条 この会は七郷小学校児童の父母（又はこれに代わる者）と教職員で組織し、両者の協力によって児童の健全な育成、福祉の

増進につとめるとともに、会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の理解とその振興をはかる活動。
- (2) 会員相互の修養と親睦をはかるための活動。
- (3) 児童の教育環境を改善するための活動。
- (4) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導するための活動。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる事業。

## 第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のため、他の団体と協力する。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよる活動はしない。
- (3) 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第5条 この会の会員は七郷小学校在学生の父母（又はこれに代わる者）並びに教職員とする。

第6条 この会の中に運営委員会及び総務部を置くものとする。

- (1) 運営委員会（正副会長・幹事）
- (2) 総務部

#### 第4章 役員第7条

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長…………… 1名
- (2) 副会長……………若干名（内1名は教頭）
- (3) 監事…………… 2名
- (4) 幹事……………若干名
- (5) 総務部………若干名
- (6) 各学年 PTA 委員長… 1名

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 各委員は委員会を構成し、重要事項を審議する。
- (4) 役員は、すべての PTA 活動について企画運営する。
- (5) 学年 PTA 委員長は、学年 PTA 活動について企画運営する。
- (6) 監事は会計を監査する。
- (7) 幹事は庶務その他の会務を処理する。

第9条 役員は次の方法により選出する。

- (1) PTA 会長の選出は立候補者を募り、立候補が無き場合に限り原則として次年度の2学年から5学年より推薦する。副会長は次年度の6学年・5学年・4学年・教職員より、幹事は会員の中から選出、または推薦し総会の承認を得て決定する。
- (2) 役員は各学年 PTA 委員の中から選出し、学年委員も兼務する。
- (3) 学年 PTA 委員長は各学年委員の中から選出する。
- (4) 監事は会長がこれを委嘱する。

## 第10条 その他

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし留任を妨げない。
- (2) 役員は児童1人につき原則1回とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 各地区には地区連絡係を置く。
- (4) 教職員は全員役員となる。
- (5) 会長・副会長選出については、役員経験の有無に関わらず選出する。
- (6) 会長を経験した者は会長職を免除する。ただし再任は妨げない。
- (7) 次年度の会長立候補者は、総会開催日以降に募る。

## 第5章 会議第11条

この会の会議を分けて次の3種とする。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 学年PTA第12条 会議はすべて会長が召集する。ただし委員の三分の二以上の要求があるときはこれを召集しなければならない。

議案は出席委員の過半数をもって可決する。

第13条 総会は本会の最高決議機関で毎年1回年度始めに開催し、予算、決算その他の議案について決議する。

ただし、必要によっては臨時総会を開くことができる。

第14条 役員会、学年PTAは必要に応じ随時開催し、重要事項の決議を行う。

## 第6章 会計

第15条 この会の会計は会費、寄付金等をもってこれにあてる。

第16条 会費は月額300円とし、1年分3,600円を貯金口座より振替、納入する。

- (1) 転出した場合はその月までとしてその後の月額残金を返金する。

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。第

18条 この会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿 (2) 会計簿 (3) 記録簿 (4) 証拠書類

## 第7章 学校長

第19条 学校長は会議に出席して、学校管理並びに教育上必要と認められた意見を述べることができる。

## 第8章 その他

第20条 この会則の変更は総会の決議による。

第21条 この会則は昭和51年4月30日より施行する。

第22条 本会の運営に必要な事項については、細則を設けることができる。

第23条 細則の改廃は、総会で決定する。

### 付則

この会則は昭和57年4月1日より会則の一部を改正する。この会則は平成1年5月10日より会則の一部を改正する。この会則は平成4年5月9日より会則の一部を改正する。この会則は平成8年5月10日より会則の一部を改正する。この会則は平成11年5月7日より会則の一部を改正する。この会則は平成12年5月12日より会則の一部を改正する。この会則は平成18年5月13日より会則の一部を改正する。

この会則は平成19年5月12日より会則の一部を改正する。

この会則は平成21年5月9日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成22年5月8日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成23年5月7日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成26年5月10日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成27年5月9日より会則の一部を改正施行する。この会則は平成28年5月13日より会則の一部を改正施行する。この会則は令和2年5月1日より会則の一部を改正施行する。この会則は令和4年5月2日より会則の一部を改正施行する。

# 施行細則

## 第1章旅

### 費第1条

会員が会長の指示により、PTA活動に必要な会合に出席した場合は、次の規定により支給する。

1. 旅費 嵐山町内無し 東松山・川越・熊谷 500円
2. その他必要と判断した場合は、正副会長で協議し決定する。

## 第2章慶

### 弔第2条

会員が死亡した場合は、代表者が参列し、次の金額を備えて弔意とする。

1. 会員が死亡した場合 10,000円
2. 児童が死亡した場合 10,000円
3. 教職員の同居父母、実父母 5,000円 配偶者の死亡 10,000円
4. その他のことについては、正副会長で協議し決定する。

### 第3条

児童が長期入院をした場合は代表者が次の金額を備えて見舞う。

1. 児童が14日以上入院及び自宅療養した場合 5,000円
2. その他のことについては、正副会長で協議し決定する。

### 第4条

学校職員の結婚に際しては、次の金額を贈り祝意を表す。

1. 学校職員の結婚 5,000円
2. その他のことについては、正副会長で協議し決定する。

## 第3章慰

### 労第5条

学校職員が転退職したときは、感謝状を贈呈する。

1. 学校幹事に携わった職員については、感謝状を贈呈する。
2. 校長・教頭については、役員で協議し決定する。
3. その他のことについては、正副会長で協議し決定する。

### 第6条

PTA 会長・副会長を務めた場合は、感謝状を贈呈しその労に報いる。

会長・副会長に関しては、その在任期間にかかわらず贈呈する。

## 付 則

この細則は、平成21年5月9日一部改正により施行する。この細則は、平成22年5月8日一部改正により施行する。この細則は、平成23年5月7日一部改正により施行する。この細則は、平成24年5月12日一部改正により施行する。この細則は、平成28年5月13日一部改正により施行する。

この細則は、令和2年5月1日一部改正により施行する。